

## 基山町立保育所等基本設計業務委託共同企業体取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する「基山町立保育所等基本設計業務委託」(以下「設計業務」という。)において結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、当該設計業務に係るプロポーザル方式による技術提案及び当該設計業務の履行を目的として結成する特定設計業務共同企業体とする。

### (共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって技術提案及び設計業務を履行する共同履行方式とする。

2 各構成員は技術提案及び設計業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。ただし、法令に基づき配置する総括責任者に関しては代表構成員が配置するものとする。

3 出資割合は、構成員が技術提案及び設計業務に関する割合を反映するものでなければならない。

### (結成の方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特定設計業務共同企業体協定書(様式第1号)により協定を締結するものとする。

### (構成)

第5条 共同企業体の構成は、次条に掲げる構成員の要件等を満たす者の組合せとする。

### (構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザル実施要領5. 参加資格を満たす者でなければならない。

2 構成員の少なくとも1者は県内事業者(県内に主たる営業所を有する企業をいう。)とする。

3 構成員は、他の共同企業体の構成員になることができないものとする。

### (代表者)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有する者でなければならない。

### (出資比率)

第8条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大出資比率でなければならない。

### (共同企業体に対する通知等)

第9条 プロポーザル方式における審査結果等の通知、業務の監督及び委託契約代金の支払等の相手方は、全て共同企業体の代表者とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員

にも通知したものとみなす。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

特定設計業務共同企業体協定書

（目的）

第1条 当設計業務共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）基山町発注に係る基山町立保育所等基本設計業務（以下「町業務」という。）

（2）前号に付帯する業務

（名称）

第2条 当設計業務共同企業体は、  
基山町立保育所等設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、  
年 月 日に成立し、町業務を受注したときは、  
委託契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は解散することができない。

2 町業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、  
当該町業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、町業務の履行に関し、代表してその権限を行うことを名義

上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該町業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員名： 出資の割合： %

構成員名： 出資の割合： %

構成員名： 出資の割合： %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、町業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、町業務の委託契約の履行及び下請契約その他の町業務の実施に伴い当企業体が負担する責務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該町業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が町業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して町業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においては、当該町業務につきかしがあつたときは、各構成員が共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり基山町立保育所等設計業務共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地  
商 号  
代表者

所在地  
商 号  
代表者

所在地  
商 号  
代表者